

2026 年 7 月 31 日

お客様・パートナー様各位

株式会社ケイティケイソリューションズ

@Securemail Plus サービス契約約款改定のお知らせ

平素より「@Securemail Plus」をご利用いただき、誠にありがとうございます。このたび、サービス契約約款の内容を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

本改定は、法令遵守体制の強化およびサービス提供に関する契約条件の明確化を目的として実施するものです。反社会的勢力の排除に関する規定を新設するとともに、損害賠償責任の範囲および上限を明確化するため、責任制限条項を追加いたします。改定内容の詳細につきましては、改定後約款および新旧対照表をご確認ください。

改定実施日

2026 年 9 月 1 日

主な改定内容

1. 反社会的勢力排除条項の追加

反社会的勢力との関係遮断を目的として、反社会的勢力排除条項を新設いたします。

2. 責任制限条項の追加

損害賠償責任の範囲および上限を明確化するため、責任制限条項を新設いたします。

改定後の約款

改定後の約款全文につきましては、当社 WEB サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

[@Securemail Plus サービス契約約款（PDF：253KB）](#)

お問い合わせ先

株式会社ケイティケイソリューションズ サポートセンター

TEL：052-953-6661 FAX：052-953-6663

Web：https://www.ktk-sol.co.jp/contact/contact_contract

受付時間：09：00 ～ 17：30（土日祝・当社指定休日は休み）

@Securemail Plus サービス契約約款 新旧対照表

以下の通り契約約款を改定いたします。

1. 反社会的勢力排除条項の追加

新設

第 6 条 6-2-5.反社会的勢力の排除

現行	改定後
(規定なし)	6-2-5.反社会的勢力の排除を新設し、反社会的勢力への該当禁止、不当要求行為の禁止、解除権および損害賠償請求権を規定

第 6 条 6-1.提供の停止

現行	改定後
(7) その他、当社が不適切と認めるとき	(7) その他、当社が不適切と認めるとき (8) 契約者が 6-2-5（反社会的勢力の排除）に違反し、または違反していると合理的に判断されるとき

2. 責任制限条項の追加

第 8 条 8-2-3.責任の制限

現行	改定後
(規定なし)	8-2-3.責任の制限を新設

3. 附則の変更

現行	改定後
本約款は 2018 年 4 月 24 日から実施	本約款は 2018 年 4 月 24 日から実施 2026 年 9 月 1 日改定実施

以上